

令和8年度山形県ナノテラス活用支援事業費補助金

1 事業概要

本事業は、事業者が3GeV高輝度放射光施設 NanoTerasu（以下「ナノテラス」という）を活用して行う技術開発及び研究開発を支援するため、補助金を交付します。

2 対象事業者※

県内に事業所を有し、次の（１）～（３）のいずれかの方法でナノテラスの利用権を得た事業者。

- （１）NanoTerasu シェアリング2000に申請し、仙台市利用権の承認を受けた者
- （２）ものづくりフレンドリーバンクの会員
- （３）コアリションメンバー

※ 対象事業者の補足事項

ナノテラスを利用するためには、あらかじめ利用権を取得する必要があります。利用権を取得するための3つの方法と、それぞれの利用時間は次の表の通りです。

方法	窓口	利用時間
（１）NanoTerasu シェアリング2000利用要綱第2条の規定に基づき、仙台市長から仙台市利用権の承認を受ける。	仙台市	年間最大48時間（東北・新潟の企業の場合） ※利用権の申請は無償ですが、別途ビームライン利用料が必要。
（２）ものづくりフレンドリーバンクの会員となる。	東経連ビジネスセンター	1口55万円の加入金で年間2時間、2033年度末まで ※別途ビームライン利用料が必要。
（３）コアリションメンバーとなる。	一般財団法人光科学イノベーションセンター	1口5,500万円の加入金で年間最大200時間、10年間 ※別途ビームライン利用料が必要。

<関連ページ>

- （１）NanoTerasu シェアリング2000

<https://www.city.sendai.jp/research/risakon/contents/sharing2000.html>

- （２）ものづくりフレンドリーバンク

<https://www.tokeiren-bc.jp/menu3/menu3-mfb.html>

- （３）コアリションメンバー

<https://www.phosic.or.jp/member/>

3 補助対象事業

① ナノテラス活用事業：

ナノテラスを活用して自社製品の品質管理や研究開発等を行うもの

② ナノテラス活用伴走支援事業：

ナノテラスを利用した実績のない対象事業者が、山形県工業技術センターによる伴走支援（伴走支援の詳細は交付要綱をご確認ください）を受けながら、ナノテラスを活用して自社製品の品質管理や研究開発等を行うもの

4 補助率、補助金額、補助対象経費

(1) 補助率

- ①ナノテラス活用事業 : 1/3 以内
- ②ナノテラス活用伴走支援事業 : 2/3 以内

(2) 補助金額

- ①ナノテラス活用事業 : 25 万円以内
- ②ナノテラス活用伴走支援事業 : 50 万円以内

(3) 補助対象経費

- ・ナノテラスビームライン利用料等
- ・ナノテラスを利用して得られたデータの分析又は解析の委託費、共同研究費、工業技術センターとの受託研究費（ナノテラス活用伴走支援事業に限る）

5 募集期間

令和8年5月19日（火）より令和8年12月25日（金）まで、随時受付。ただし、予算がなくなり次第受付は終了。また、ナノテラスの空き状況等を考慮し、早めに受付を終了する場合あり。

6 申請方法

下記ホームページに掲載された山形県ナノテラス活用支援事業費補助金交付要綱に従い、必要書類を裏面に記載した問合せ・提出先まで電子メール、郵送又は持参にて提出して下さい。（郵送又は持参の際は、正本1部）

<山形県ホームページ>

https://www.pref.yamagata.jp/110002/sangyo/shokogyo/kogyogijutsu/monozukuri/shinkou/2026nanoterasu_hojyo.html

7 問合せ・提出先

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県産業労働部産業技術イノベーション課 産業科学技術政策担当
電話 023-630-3034 FAX 023-630-2695
E-mail ysaninno*pref.yamagata.jp（*を@に変えてください）